

《新刊紹介》

渡辺信一郎『中華の成立—唐代まで（シリーズ 中国の歴史①）』
（岩波新書、2019年11月、新書判244頁、840円）

高田 菜々子

本シリーズは多元性をモチーフに、五巻構成で出版されたものである。その中でも本書は、東アジア文明の黎明期、多元性が顕在化する過程を、「中国」という言葉を主眼に置いて論述する。中国はいかにして中国になったのか、どのような社会・政治の仕組みを創り上げ、隋唐に至る中国・中華社会の原型を形成したのかを主題としている。

本書の構成とその概略を以下に示す。

いま、中国史をみつめなおすために—シリーズ中国の歴史の狙い
はじめに

第一章 「中原」の形成—夏殷周三代

- 一、農耕社会の形成—新石器時代
- 二、夏殷周三代
- 三、殷周時代の政治統合—貢納制から封建制へ

第二章 中国の形成—春秋・戦国

- 一、春秋・戦国の「英雄時代」
- 二、小農民社会の形成—百生から百姓へ
- 三、封建制から県制へ
- 四、商鞅の変法—前四世紀中葉の体制改革

第三章 帝国の形成—秦漢帝国

- 一、郡県制から郡国制へ
- 二、武帝の時代—帝国の形成

第四章 中国の古典国制—王莽の世紀

- 一、宣帝の中興
- 二、王莽の世紀
- 三、王莽を生み出す社会
- 四、後漢の古典国制

第五章 分裂と再統一—魏晉南北朝

- 一、漢魏革命
- 二、華北地方社会の変貌
- 三、西晋—中原統一王朝の再建
- 四、五胡十六国と天下の分裂
- 五、鮮卑拓跋部の華北統合

第六章 古典国制の再建—隋唐帝国

- 一、隋文帝の天下再統一
- 二、天可汗の大唐帝国
- 三、『大唐六典』の唐代国制

おわりに

第一章 「中原」の形成

黄河中流域の新石器時代、仰韶文化期の集落は基本的に単独集落で、その内部には中型住居と複数の小型住居からなる複合世帯が編成されていた。龍山文化期以降からは城壁・土塁等に囲まれた圍繞集落が出現し、集落間に階層構造を持つようになった。1959年に河南省で発見された二里頭遺跡からは現今最古の宮殿建築群が確認され、「中原」の原型がここに成立したことを示す。夏王朝に続く殷王朝は、甲骨の中で自らを商と称し、これは中核集落の土地名であった。商の支配下の外には方と呼ばれる地域が広がり、その一つであった周方が後の周王朝として「中原」を支配する。その領域認識は殷と同じだが、王家の家産経営・初期的官僚制の出現・礼制の整備・天の概念の創造などを形成した。

従属者が首長に礼器や穀物を貢納し、首長が貢納物を再分配する事によって政治的秩序を打ち立てる貢納制は、龍山文化期から始まり複雑化しながら続いたが、殷末から西周期にかけて封建制へと進化する。封建は、下位首長に領土や武器・族集団などを分配し、彼らを階層的序列に組み込み統合する政治秩序である。周は封建制を利用し領域を拡大したが、それは春秋時代に諸侯の自立を引き起こす基盤ともなった。

第二章 中国の形成—春秋・戦国

春秋時代に諸侯の自立性が高まると、封建制は動揺した。周王に代わり封建制を維持したのは覇者と呼ばれる国君で、彼らは国を造ることを正当化するために天命を用いた。「天下」という領

域概念は、春秋末期には出現していたと考えられる。当時の人々は、「中国」＝長江以北の華中・華北の農耕社会で、この領域は方三千里の天下と同じと捉えており、天下という概念は戦国時代の中で生成・展開し具体的な国家観へと成長していった。

春秋戦国時代には小家族主体の小農経営が広汎に形成され、社会的分業が進んだ。また戦争は、世族の成員による戦車戦から百姓小農による歩兵戦へと変化し、経営・軍役の担い手が世族から小農へ移った。昔は爵位・領土を持つ百官であった百生が、庶民を指す百姓へと変化したのである。春秋晋では、軍事的な要素を伴い編成された県制の実行が見られるようになった。県制は時代と共に発展し、春秋末期には県令を幹部とする秦漢期の県制・百姓を組織化する官僚制の骨格を形成し、徐々に封建制は解体されていった。

上記の体制変化の過程を最もよく示すのは、秦の商鞅変法である。この改革は、百姓を戸籍により管理して軍役に担わせ、この軍事的編成を秦国宗室にも適応したため、族制的支配者集団は解体の一途を辿った。更に什伍制という相互監視システムは、小農世帯の分断・地縁団体成立の阻害を招き、戸籍を通じた国家の直接的な小農支配を可能にした。また秦全土へ県制を実施するなどして、専制国家体制の基盤を更に強くした。

第三章 帝国の形成—秦漢帝国

郡県制は春秋戦国時代にその基盤が築かれ、秦の始皇帝により完成した。漢の高祖劉邦は、貢賦制と賦制の改革を断行し、諸侯王は貢賦制により皇帝の下に統合され、郡県制と封建制を兼ね備えた郡国制が誕生した。また、前漢前半期、人々は天下を「中国と四方の夷狄とが構成する領域」と認識していたことが分かり、中国が貢賦制を媒介に周囲の諸社会と相互作用圏を作り出し、新たな天下を構築する基盤を生み出したことが読み取れる。

景帝の頃には呉楚七国の乱の影響で、封建制は形骸化し郡県制の中に埋め込まれた。武帝の外征で辺境に多くの郡県が設置されると、漢の郡国制は帝国と呼びうる政治的編成を持つようになる。生産を担当する内郡地域は中国と呼ばれ、非生産地域である辺郡地域との間に地域的分業を伴う相互作用圏を構成した。天下の領域は方三千里から拡大し、最終的な領域認識である方万里の天下を実現したのが武帝であった。

第四章 中国の古典国制—王莽の世紀

武帝の晩年以降の混乱の中で即位した宣帝は、民間で育ち社会の問題を理解していたため寛大な政治を行い、対外的にも匈奴との関係を安定させた。この宣帝の政治は中興と称される。この

時に、法制と礼楽を併用する国制の整備も進んだ。前漢元帝～後漢明帝には、儒学を中心に据えた国制改革が行われた。これらの改革によって成立した生民論と承天論に支えられる「古典国制」は、後世にまで引き継がれる。

前漢末期、哀帝は寵愛する董賢という侍中に二千頃もの田土を賜り、丞相王嘉は均田制が崩壊したことを嘆いた。均田制とは百姓に一頃もの田土を授与し、爵位の上昇によって授与される田土の広さが変化するという、商鞅変法に淵源する制度である。均田制の中にも見られる「均平」という概念は、経済と礼制にわたる分配の原則であり、究極的には「天下均平」の理念にもなった。

外戚として昇進し天子となった王莽は、即位後に儒教に基づく改革を行ったが、却って社会を混乱させた。しかし彼の改革は後世に影響を与える。後漢を建国した光武帝劉秀・二代皇帝明帝は、前漢・新以来の国制改革を引き継ぎ官府連合の重層体系としての国家機構を完成させた。皇帝の直接任命を受ける官吏は全体の5%ほどであり、皇帝一命官と官長一属吏という二重の君臣関係が成立していたが、朝会儀礼によって貢献一従属関係を再構築することで専制主義を保っていた。

第五章 分裂と再統一—魏晉南北朝

後漢末期、外戚や宦官の台頭により王朝は廃れ、群雄割拠の中から台頭した魏が禪譲を受けた。三国時代には、天下二十州の内中原洛陽に都を置き十八州を領有した魏が「中国」と呼ばれ、中原を含む華北領域が「中国」と定義づけられていた事が分かる。この時代に、地方行政組織も大きな変化を見せた。亭が消滅し、古来より続いてきた地方行政組織の枠組みが解体されたのである。その理由は光武帝期の軍備縮小にあり、亭の消滅はその職掌であった阡陌に打撃を与えた。これは華北の畑作農耕が大農法に切り替わったことも相まって加速し、農村の格差分断を顕著にした。

魏を滅ぼした晋は短命王朝であったが、この時に古典国制が初めて法典・礼書としてまとめられ、更にかつての均田制の本質を引き継いだ階層制土地所有が再び立ち上げられた。晋武帝の死後に八王の乱が起こると、「中国」支配をめぐる諸種族の興亡が繰り広げられる。北魏を建国した鮮卑拓跋部の道武帝は、西晋以来の州（郡）県制の上に戦士を供出する八部制の政治共同体を重層した。太武帝は華北統一による領域拡大に対処すべく、給田制や三長制を設け、地方統治体制も確立した。孝文帝は後漢の国制への回帰を目標として様々な漢化政策を行い、東魏・北齊や隋にも継承された。

第六章 古典国制の再建—隋唐帝国

北魏が分裂すると、各王朝は国制を放棄し鮮卑拓跋部の体制に回帰したが、諸国をまとめた隋の文帝はまた「漢魏の旧に依」る政治を展開し中央政治機構を刷新した。郡を廃止して地方機構を簡略化、軍事権を中央に集約し、人事権は皇帝の下に一元化された。従来の九品官人法に代わり開始された貢挙は、自薦制の開かれた登用制度として後世に継承される。

隋の天下は短く、唐の高祖李淵が禅譲を受ける形で即位した。太宗李世民は隋の事業を継いで国制を整備し、唐朝の基礎を固めた。太宗は皇帝でありながらも、東突厥を服従させた際に天可汗という北方遊牧民の首長の称号を受けたが、これは北の遊牧世界と南の中国世界との相互作用圏が新たな「中国」を生み出したことを象徴している。

唐の律令制は基本的に隋を引き継ぐ形で、『大唐六典』にまとめられる。差等に基づく厳格な唐代「均田制」は、商鞅変法以来の給田の仕組みを大成させた。庶民には「租調役制」が課されたが、負担から逃れるべく農民は逃亡し、これに端を発する旧制度の解体は、節度使や租庸使などの使職設置を招き、律令制による統治機構を揺るがした。その中から台頭するのが、後に反乱を起こす安祿山である。

以上、本書の大まかな概要を紹介した。本書中で評者の専門に即し関心を持った点に触れると、第三章では近年出土した里耶秦簡という簡牘史料にほぼ一節を割いており、最新の学術研究を取り入れ基層社会を分かりやすく解説する。里耶秦簡の出土した遷陵県（現在の湖南省龍山県里耶鎮）は、秦が対外戦争を進める中で新しく領有することとなった旧楚地域であり⁽¹⁾、中原と比べると発展途上であったという面が指摘されている⁽²⁾。そのような地域で行われた地方行政だけにフォーカスして秦の地方行政全体を概観することの危険性は、当該簡牘が出土した時からの問題点である⁽³⁾。本書のように中国史を俯瞰する時、里耶秦簡をより有効的に使用するために、前述の危険性とどのように向き合っていくのかが、今後我々も考慮すべき課題であると再認識した。

また、評者は卒業研究で、戦国時代に存在した封君という者たちの存在を通して、封建制について論じた。本書によれば、西周の封建制は①首長を各地に派遣して当該領域を支配させるもの②旧来の族集団を維持したまま諸侯として封建するものの二つの類型があり、春秋戦国時代に存在した封君は、各地要所に封邑を受け当該国の領域拡大を支えていたという点で、①の類型を色濃く残している。併せて検討することで更なる研究の発展を望むことが出来るであろう。

本稿では紙幅の都合上、一部分のみを紹介するに留まったが、今日に至る「中国」という名称とその領域範囲がどのような歴史を辿って定まってきたのか、関心興味のある方に是非お勧めしたい。

註

- (1) 湖南省文物考古研究所編著『里耶発掘報告』(岳麓書院、2007年)。また、里耶秦簡の中には数点の楚簡が混交しており、劉楽賢「談里耶簡中的“遷陵公”」(武漢大学簡帛網簡帛文庫、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1654、2012年3月20日、2020年12月29日閲覧)では遷陵県が楚により設置された可能性を指摘する。
- (2) 本書中にも引用されているが、里耶秦簡中に「百姓の習俗は、農業を好み、商業を好まない。槎田して年ごとに耕作地を替え、中県と習俗を異にする。」という、遷陵県の生業を記す一簡がある。渡邊英幸『『槎田歳更』小考』([http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note02\(Watanabe\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note02(Watanabe).html)、2013年9月18日、2020年12月29日閲覧)に詳しい。
- (3) 高村武幸「秦代遷陵県の覚え書」(『名古屋大学東洋史研究報告』39、2015年)。